



2020年12月9日

各 位

会 社 名 セーレン株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長 兼 最高経営責任者
川田 達男
(コード番号 3569 東証第1部)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員
経営企画本部長 川田 浩司
(TEL. 0776-35-2111)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式に係る事項について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の実現及び資本効率の向上を図るため。

2. 取得の内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得しうる株式の総数 2,200,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く。))に対する割合 3.96%
- (3) 株式の取得価額の総額 30億円(上限)
- (4) 自己株式取得の期間 2020年12月10日から2021年3月31日まで
- (5) 取得の方法 東京証券取引所における市場買付け

(注) 市場動向等により一部又は全部の注文の執行が行われない場合があります。

(ご参考)

1. 当社は、2020年12月9日開催の取締役会において2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議しております。当該発行による調達資金のうち一部は、上記の自己株式取得資金に充当される予定です。詳細は、2020年12月9日付の当社プレスリリース「2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。
2. 2020年11月30日時点での自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く。)	55,552,920株
自己株式数	9,080,726株

以 上